


令和元年度 第2回 川崎市総合教育会議

日本語指導を必要とする
子どもへの対応について

令和2年3月26日(木)

日本語指導が必要な児童生徒への指導体制について

現在（令和元年度）	令和2年度	令和3年度以降～
<p>【学校教育】</p> <p>①国際教室の開設（正規教員の配置） 基準：対象児童生徒 5人で1名、20人以上で2名を配置 課題：定数に限りがあり、未配置校が存在 基準に満たない学校には加配なし</p> <p>②小中を対象に日本語指導等協力者の派遣 基準：1年間144時間限定 課題：多言語対応、人材確保に苦慮 コーディネートに忙殺されるため、 事業の改善などが不可能</p> <p>③中3への学習支援員の派遣 基準：日本語指導を受けた中3への 学習・進学支援 課題：人材確保</p> <p>④保護者対応 課題：日本語指導等協力者のボランティア</p> <p>⑤プレスクールのモデル実施（流用対応）</p> <p>⑥翻訳アプリ等の試行的活用（流用対応） （保護者対応等コミュニケーションに有効）</p> <p>⑦就学相談・就学事務 課題：不就学の可能性</p> <p>⑧担当教員への研修 課題：担当者以外の意識改革が必要</p> <p>⑨夜間学級 課題：外国人の入学が増加している</p>	<p>①担当教員や非常勤講師の配置による日本語指導体制の構築 担当教員基準：対象児童生徒5人で1名、 20人以上で2名を配置 非常勤講師基準：未配置校への配置 4人以下学校への配置 30人以上に追加配置</p> <p>※包括的な委託業務として整理 メリット： 多言語対応や人材確保が可能 教委窓口との連携が可能 コーディネート機能のアウトソース</p> <p>②日本語指導の委託化 ③学習支援の委託化</p> <p>④保護者対応等通訳・翻訳業務の委託化 メリット：保護者への手紙など コミュニケーションが可能に</p> <p>⑤入学前プレスクール等による初期指導 （子ども：小学校生活体験と日本語指導） （親：心構え、準備物、書類の書き方の指導）</p> <p>⑥翻訳機器（必要校への配布：ポケトーク、ボイスビズの活用により有効な機器を選択・検証）</p> <p>⑦不就学の把握に向けた住基データに基づく各家庭へのアンケート調査</p> <p>⑧研修の充実（ノウハウの共有や意識改革） ⑨夜間学級の継続実施</p>	<p>①H29より10年間で国における基礎定数化（18人につき1名配置）が完了し、現在の26名固定の状況が改善されることを見据え、非常勤と正規教員の配置について、検討する。</p> <p>②～⑨の取組状況を検証し、より有効な支援体制の整備を検討する。拠点整備についても早急に検討を進める。</p> <p>※令和2年度に取組を1年通して実施した結果や他都市事例研究を踏まえて、より効率的で効果的な手法を検討する。</p> <p>※検討結果を次期実施計画に反映し、PDCAサイクルに基づいて、事業の見直し等を継続的に行う。</p>  
<p>【社会教育】</p> <p>①市民館等における識字学級の実施 ②地域の寺子屋事業の分教室として 「ふれあい館」「国際交流センター」と 協力して日本語指導を実施</p>	<p>◎識字学級の継続実施 ◎分教室の拡充</p>	<p>◎識字学級の拡充検討 ◎分教室の継続実施</p>

日本語指導が必要な児童生徒への指導体制について

【現状（令和元年度当初）】※入学前に来日した場合

		就学前	入学～卒業
小学校	対象児童4人以下学校	支援なし	日本語指導等協力者（有償ボラ144時間）
	国際教室設置校		日本語指導等協力者（有償ボラ144時間） 国際教室担当教員による授業（未配置校あり）（日本語の習得まで）
中学校	対象生徒4人以下学校	-	日本語指導等協力者（有償ボラ144時間） 学習支援員派遣（中3のみ有償ボラ96時間）
	国際教室設置校	-	日本語指導等協力者（有償ボラ144時間） 学習支援員派遣（中3のみ有償ボラ96時間） 国際教室担当教員による授業（未配置校あり）（日本語の習得まで）
共通	通訳・翻訳	支援なし	

【令和2年度】※入学前に来日した場合

		就学前	入学～卒業
小学校	対象児童4人以下学校	・プレスクール （日本の学校生活に関する知識・日本語初期指導） ・就学アンケート	日本語初期指導派遣者（委託化100時間）
	国際教室設置校		非常勤講師による授業（日本語の習得まで） 日本語初期指導派遣者（委託化100時間） 国際教室担当教員及び非常勤講師による授業（日本語の習得まで）
中学校	対象生徒4人以下学校	-	日本語初期指導派遣者（委託化100時間） 学習支援員派遣（国語中心に中2・3いずれかに委託50時間） 非常勤講師による授業（日本語の習得まで）
	国際教室設置校	-	日本語初期指導派遣者（委託化100時間） 学習支援員派遣（国語中心に中2・3いずれかに委託50時間） 国際教室担当教員及び非常勤講師による授業（日本語の習得まで）
共通	通訳・翻訳	通訳・翻訳機器の活用	
		通訳・翻訳業務委託による保護者等対応	

日本語指導が必要な児童生徒への指導体制について

川崎市立小学校・中学校・高等学校【令和元年度（当初）と令和2年度予算との比較】

取組名	令和元年度（当初）	令和2年度
① <u>教員による「特別の教育課程」</u> としての日本語指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた定数の中で国際教室担当 （正規教員33人）を配置 （基準：5名で1人、20名以上で2人） ・ 小中非常勤講師なし ・ 高校非常勤講師（4人分：2,622千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際教室（正規教員）の継続配置 （左記基準により配置） ・ 正規教員未配置校および多数在籍校への 非常勤講師の配置（44人分） ※夜間中学含む ・ 高校非常勤の拡充（6人分） （計50人分：報酬100,582千円）
② <u>母語支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導等協力者 （ボランティア）の派遣 （140人分：45,360千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導初期支援員の配置 （委託事業化） （151人分+コーディネーター：73,150千円）
③ <u>学習支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアによる <u>中学3年生</u>への 学習・進学支援 （25人分：6,360千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中学2・3年生</u>への国語を中心とした 学習支援（委託事業） （45人分：9,900千円）
④ <u>保護者対応</u>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>通訳・翻訳業務委託</u>（300回分：2,442千円）
⑤ <u>プレスクール</u>	なし （年度途中に予算流用により対応：15回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3月に小学校および市民館で 21回実施（講師謝礼：700千円）
⑥ <u>通訳・翻訳機器</u>	なし （年度途中に予算流用により対応：ポケトーク40台）	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ポケトーク</u>110台 ・ <u>ボイスビズ</u>10台の活用（5,596千円）
⑦ <u>就学事務における不就学の確認</u>	なし （年度途中にアンケート実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学先の<u>アンケート実施</u>
⑧ <u>教員研修</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際教室担当教員を中心に研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノウハウの共有や意識改革について強化
⑨ <u>夜間学級</u> （西中原中）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導等協力者（ボランティア）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤講師による指導（2人分）【再掲】
⑩ <u>その他事務費</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費、事務補助非常勤等 （3,434千円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費、研究旅費、事務補助非常勤、共済費等 （10,511千円）
当初予算合計	（57,776千円）	（202,881千円）

その他の多文化共生に係る主な取組について

取組	概要
多文化共生推進課の設置	<ul style="list-style-type: none">・外国人市民の更なる増加を見据え、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現を目指した取組を推進するため、市長事務部局に多文化共生推進課を設置する。
外国につながる子ども達を対象とした「地域の寺子屋」の開設	<ul style="list-style-type: none">・地域ぐるみで放課後の学習サポート等を行う「地域の寺子屋」において、日本語指導が必要な外国につながる児童を対象にした「分教室」を開設する（令和2年度は、川崎区・幸区で各1か所新設予定）。・外国につながる子どもを対象とした放課後の居場所づくり等の支援のあり方は、「分教室」の状況を踏まえながら今後検討をしていく。
川崎区役所の総合案内の多言語化及び相談対応の実施	<ul style="list-style-type: none">・令和2年度から川崎区役所総合案内窓口にて、英語及び中国語での対応が可能な人材を配置し、庁舎案内や生活相談等を行う。・今後、検証を行いながら、市全体における効率的・効果的な外国人市民等への相談支援のあり方等について検討していく。
生活面等で課題のある外国につながる児童生徒に関する学校と区役所との情報の共有	<ul style="list-style-type: none">・文化的背景や家庭の状況などに起因して、生活面等で課題のある外国につながる児童生徒について、区役所の地域福祉部門等との積極的な情報の共有によって、必要に応じて保健師などの専門職と連携した対応を図ることができるよう、取組を進める。

川崎区での外国につながるの児童生徒に関する取組について

より積極的に情報共有等を図ることで、学校・福祉（区）が連携した支援につなげる

